

会合出席費用に係る公費支出基準について

令和5年10月18日
総務部総務課

(1) 方針

- ア 市が主催又は共催する飲食を伴う会合に職員が出席する場合は、食糧費によることとし、公費支出によることの妥当性について十分検討した上で、出席の必要性や合理性が認められる範囲で、かつ、自己負担することを前提に、最小限の支出を認める。
- イ 厳正かつ透明性の高い執行を図るため、出席の必要性、出席者の範囲等について、上司が事前承認を行うとともに、執行結果については、市ホームページで公表する。
- ウ 飲食を伴う会合のあり方や人々の意識が変容していることを踏まえ、市が飲食を伴う会合を主催等する場合は、その必要性や出席者の範囲等について、十分精査するとともに、今後の望ましいあり方について幅広く検討するものとする。
また、市以外が主催する会合についても、出席の必要性、出席者の範囲等について、前例や慣習にとらわれることなく、十分精査するものとする。
- エ 市以外が主催する飲食を伴う会合に職員が出席する場合は、市長等の代理として交際費で対応するときを除き、公費支出の対象としない。
- オ 事務研究会等、主に職員間の懇親を目的とする会合に係る費用は、当然に自己負担すべきものとする。

(2) 対象職員

- ア 管理職以上の職員
- イ 上記のほか、上司が特に必要と認める職員

(3) 公費支出の対象とする会合（いずれも市が主催又は共催するものに限る。）

- ア 記念式典、祝賀会、授賞式等に伴うもの
- イ 各種団体との交流や意見交換に伴うもの
- ウ 企業誘致、観光PR等、事務事業の円滑な遂行に資するもの
- エ 友好都市及び国際交流の推進、外国からの訪問等に対応するもの
- オ 講演会、シンポジウム等の開催に伴う講師との懇談

(4) 公費支出の上限額

- 昼食 1人1会合あたり 1,000円
- 懇親会 1人1会合あたり 5,000円

※自己負担すべき額の最低額を、昼食1,000円、懇親会2,000円とする。

(5) 事前確認

会合等の開催に先立ち、直属上司の承認を経ることとする。

(6) 執行状況の公表

執行日の翌月末までに、会合等の年月日、出席職員の職名、支出金額、会合名等を市ホームページで公表する。

(7) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。